

和光市新倉高齢者福祉センター
指定管理者 基本協定書

平成19年4月1日

和光市

和光市新倉高齢者福祉センター指定管理者基本協定書

和光市（以下「甲」という。）と指定管理者である株式会社日本生科学研究所（以下「乙」という。）とは、和光市新倉高齢者福祉センターの管理運営事業（以下「事業」という。）の実施について以下のとおり合意したので、協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 基本協定は、甲と乙とが相互に協力し、事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 乙は、事業が高齢者の健康増進及び自立促進に資する活動を行う施設の設置理念に基づき、施設の管理運営を行うことにより、高齢者の福祉の増進及び介護予防に資することを目的とするものであることを十分理解し、事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、事業が民間事業者によって実施されるものであることを理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（管理の基準）

第3条 乙は、基本協定、当該事業年度における事項について別に定めた協定（以下「年度協定」という。）、和光市新倉高齢者福祉センター設置及び管理条例（平成18年条例第27号）並びに関係法令等のほか、新倉高齢者福祉センター指定管理者公募要領（以下「公募要領」という。）及び新倉高齢者福祉センター事業提案書（以下「提案書」という。）に従い、事業を実施しなければならない。

（基本協定以外の規定の適用関係）

第4条 基本協定、年度協定、公募要領及び提案書の規定の間に矛盾、齟齬がある場合は、基本協定、年度協定、公募要領、提案書の順に、その解釈が優先するものとする。

2 公募要領又は提案書において、その記載内容に矛盾、齟齬がある場合には、甲と乙とは協議の上、これを決定するものとする。

（指定期間）

第5条 基本協定による指定期間は、平成19年4月1日から平成24年3月31日までとする。

(基本的な本業務の範囲)

第6条 乙が行う和光市新倉高齢者福祉センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 和光市新倉高齢者福祉センター設置及び管理条例第4条に掲げる事業の運営に関する業務
- (2) 利用の許可等に関する業務
- (3) 施設の維持管理に関する業務
- (4) 介護予防小規模多機能型居宅介護に要する費用の請求・徴収等に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(個人情報の保護等)

第7条 乙は、事業を実施するための個人情報の取扱いについては、和光市個人情報保護条例(平成12年条例第49条)及び関係法令並びに別紙個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 乙は、甲の実施する個人情報保護に関する研修等に参加の要請があったときは、これに参加しなければならない。

(秘密保持義務)

第8条 乙又は当該施設の業務に従事している者は、和光市個人情報保護条例の規定の趣旨にのっとり、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は管理業務以外に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

(情報の公開)

第9条 乙は、和光市情報公開条例(平成12年条例第48号)の規定の趣旨にのっとり、情報の公開及び提供に努めなければならない。

(苦情の解決)

第10条 乙は、当該施設の利用者等からの苦情に迅速に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じ、適切な対応を図るため苦情解決体制を確立するものとする。

(自己評価及び第三者評価)

第11条 乙は、利用者のニーズに応じたサービスを提供できるシステムの構築をするとともにサービスの質の向上に向けた取組を行わなければならない。

2 サービスの質の向上に向けた評価は、乙が主体的に行うもので、自己評価と第三者評価は一連の流れとして実施するものとする。

(会計区分)

第12条 当該管理運営事業に係る会計区分は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、独立した区分経理を行わなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第13条 乙は、和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第16号）（以下「手続条例」という。）第7条の規定に基づき、毎年度終了後60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を甲に提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 利用に係る料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理業務に関し市長が必要と認める書類

2 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めたときは、その状況を報告しなければならない。

3 乙は、事業の実施に当たり、事故が生じたときは、乙の責に帰すべき理由によると否とを問わず、遅滞なく甲にその状況を報告しなければならない。

(実施状況の確認及び実績評価)

第14条 甲は、前条により乙が提出した業務報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、施設へ立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙に対して本業務の実施状況及び本業務に係る収支状況等について説明を求め、前年度事業執行に対する実績評価を行うものとする。

3 乙は、前項の申し出を受けた場合は応じなければならない。

(調査、報告及び改善の指示)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、乙の本業務の実施状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第10項の規定による実地調査をし、乙に対して、所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

2 甲が本業務について改善の必要を認め、その方法を指示したときは、乙はその指示に従わなければならない。

(月例報告)

第16条 乙は、毎月、次に定める報告書を作成し、翌月の25日までに、甲に提出しなければならない。

- (1) サービス提供状況の報告
- (2) 経営状況を示す書類

(特別報告)

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、応急措置の上、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

- (1) 非常災害その他の事故により、本業務の執行が困難になったとき又はその恐れのあるとき。
- (2) 利用者に事故があったとき。
- (3) 前2号のほか、施設の管理に支障を来たすような異例な事態が発生したとき。

(指定管理者の収入)

第18条 指定管理者の収入は、介護予防小規模多機能型居宅介護により見込める収入及び自主事業による収入とする。

(管理等)

第19条 乙は、事業に係る財産を善良な管理者の注意を持って管理し、事業の運営に使用するものとする。

- 2 本業務に係る管理運営等に関する甲及び乙の経費等の分担は、別紙和光市新倉高齢者福祉センター指定管理に係るリスク分担表による。リスク分担表にない事項については、甲と乙との協議により、これを行うものとする。
- 3 乙は、甲が支払う対価によって乙が取得した備品については速やかに財産台帳に登録し、その状況を明らかにしておかなければならない。
- 4 乙は、事業に係る財産を事業運営の目的以外に使用してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。
- 5 乙は、事業に係る財産の形状又は形質等を変更してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。
- 6 乙は、天災地変その他の事故により新倉高齢者福祉センターに係る財産を滅失し、又は毀損したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

(基本協定等の解除)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、乙に対して書面により通知した上で、基本協定及び年度協定を解除することができる。

- (1) 乙が乙の責に帰する理由により基本協定又は年度協定に定める事項を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が基本協定、年度協定又は関係法令等の条項に違反し、かつ、甲が相当の期間を定めて催告しても、当該違反の状態が解消されないとき。
- (3) 乙が協定を履行する上で必要とされる資格の取消し又は停止を受けたとき。

2 前項の規定に基づき本契約が解除された場合、乙は甲に対して年度協定第2条に規定する額の10%に相当する違約金を支払わなければならない。

3 甲は、第1項に定める場合を除き、指定期間中は基本協定及び年度協定を解除することができない。

(指定の取消し及び管理業務の停止)

第21条 乙が前条の規定により基本協定等の解除を受けたときは、甲は、指定の取消し又は管理業務を停止するものとする。

2 前項の規定を受けたときは、乙は次期指定管理者に対し管理業務の引継ぎを行うものとする。

(損害賠償)

第22条 乙の責に帰する理由により基本協定及び年度協定を解除する場合において、甲が損害を被ったときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(危険負担)

第23条 この協定履行の際、甲の責に帰することができない理由によって生じた損害は、乙の負担とする。

2 本業務の実施において、乙が第三者に与えた損害は、乙の負担とする。

(原状回復義務)

第24条 乙は、第5条に定める指定期間が終了したとき又は第20条の規定により基本協定等が解除されたときは、当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(権利譲渡禁止)

第25条 乙は、基本協定及び年度協定を締結したことにより生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(指定の取消等)

第26条 甲は、手続条例第9条第1項の規定に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、乙を新倉高齢者福祉センターの指定管理者とする指定（以下「指定」という。）を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 乙が手続条例第8条の指示に従わないとき。
- (2) 乙が乙の責に帰する事由により本協定又は年度協定に定める事項を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙が基本協定、年度協定又は関係法令等の条項に違反し、かつ、甲が相当の期間を定めて催告しても、当該違反の状態が解消されないとき。
- (4) 乙が協定書に定める業務の基準を満たしていないとき。

(指定の取り消しの申出)

第27条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができる。

- (1) 甲が甲の責に帰する事由により基本協定又は年度協定に定める事項を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 甲が基本協定、年度協定又は関係法令等の条項に違反し、かつ、乙が相当の期間を定めて催告しても、当該違反の状態が解消されないとき。

2 甲は、前項の規定による申出を受けた場合、乙と指定の取消し等について協議するものとする。

(指定管理料の返還)

第28条 乙は、第27条各号の規定により、指定を取り消された、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、甲の請求により指定管理料の全部又は一部を返還しなければならない。

(運営協議会の設置)

第29条 乙は、本業務を円滑に実施するため、和光市新倉高齢者福祉センター運営協議会を設置するものとする。

(重要事項の変更の届出)

第30条 乙は、定款の変更、代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく、変更したことを証する書類を添付の上、甲に届け出なければならない。

(基本協定等の変更)

第31条 本業務に関し特別な事情が生じたときは、甲と乙とは協議の上、基本協定及び年度協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義等の決定)

第32条 基本協定に定めのない事項又は基本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とは誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

(年度協定)

第33条 甲と乙は、基本協定の発効により、当該事業年度における事項については、別に年度協定書を締結する。

甲と乙は、この基本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成19年4月1日

甲 埼玉県和光市広沢1番5号
和光市
和光市長 野木 実

乙 東京都新宿区河田町3番10号
株式会社日本生科学研究所
代表取締役社長 青木 勇

和光市新倉高齢者福祉センターに係るリスク分担表

和光市と指定管理者背負担するリスク分担については、以下のとおりとする。規定した事項以外のことが発生した場合など疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとする。

業務区分			内 容	コスト負担者	
大区分	中区分	小区分		和光市	指定管理者
基本的事項					
指定管理者応募に係る経費					
			応募に係る経費の負担		○
			指定管理者として指定され、移行に係る経費		○
			市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
			応募者の責めに帰すべき理由によるもの		○
法令・制度改正に係る経費					
	法令改正		施設の管理運営に影響を及ぼす法令改正		○
			指定管理者自身に影響を及ぼす法令改正		○
	税制改正		施設の管理運営に影響を及ぼす税制改正		○
			指定管理者自身に影響を及ぼす税制改正		○
			一般的な財政変更		○
経済的変動に係る経費					
			人件費・物品費等の物価変動による経費の増加		○
			金利変動による経費の増加		○
			人数の変動による収入の減少		○
			事業活動収支計算書の事業活動収入及び事業活動支出において、指定管理業務に不足が生じた場合		○
施設・設備維持管理等に係る経費					
	一般的改修等		大規模修繕・大規模改修	○	
			施設・設備の設計・構造上の改修費用	○	
			1件50万円(消費税含む)以上の修繕、工事	○	
			1件50万円(消費税含む)未満の修繕、工事		○
			施設に付随する備品の修理及び交換(10万以上は和光市)	○	○
			指定管理者の故意または過失により生じた修理		○
	天災、暴動等		天災、暴動等による不可抗力的な履行不能(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、暴動、その他市や指定管理者の責めに帰すことができない自然的又は人的被害)	協議事項	
備品管理業務に係る経費					
			和光市が保有する備品の管理		○
			1件20万円(消費税含む)以上の物品の購入及び修繕	○	
			1件20万円(消費税含む)未満の物品の購入及び修繕		○
			備品一覧表に記載されている備品以外の物品で、指定管理者が必要とする備品の購入		○
			車の購入又はリース		○
第三者への対応					
	第三者への損害		指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合		○
			上記以外の場合	○	
	周辺地域・住民、利用者への対応		地域・住民との協働		○
			指定管理業務内容、自主事業に対する地域・住民・利用者等からの要望、苦情への対応		○
			上記以外の場合	○	
情報の漏洩等					
			警備不備による情報の漏洩、犯罪発生等		○
事業終了時の経費					
			指定期間が終了し、移行に関する費用		○
			期間途中での業務廃止の場合における撤収費用		○
			行政的理由等により、施設管理・運営業務の継続に支障が生じた場合	協議事項	
事業運営に係る保険					
			事業運営に係る損害賠償責任保険		○